報告（１）

令和７年度　浜松市児童相談所の相談統計について

こども家庭部児童相談所

１　相談種類別対応件数

令和７年度の相談対応件数は 3,070 件で、令和６年度の 2,941 件と比べ 129 件の増でした。また、種類別にみると、障害相談が 1,822 件(59.3%)と最も多く、次いで養護相談の虐待が 863 件(28.1%)、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)が 234 件(7.6%)でした。

【表１】　（単位:件）

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他相談	計
	虐待	その他						
Ｒ７ 年度	863	234	0	1,822	15	38	98	3,070
Ｒ６ 年度	713	209	0	1,881	21	35	82	2,941
増　減	150	25	0	△59	△6	3	16	129

※構成比は合計が 100%にならない場合があります。

【図１】

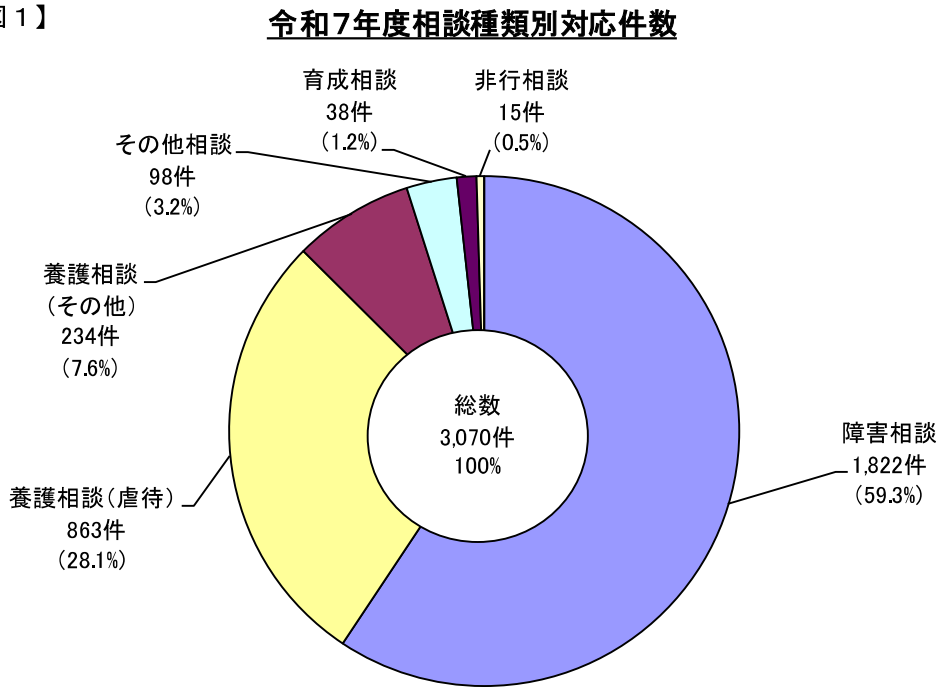

２　虐待対応の状況

（1）虐待対応件数の推移

令和７年度の虐待対応件数は 863 件で、前年度に比べ 150 件の増でした。

【表２】　（単位：件）

	全　国	静岡県	浜松市
H 19 年度	42,639	871	191
H 20 年度	42,664	872	168
H 21 年度	44,211	1,107	228
H 22 年度	56,384	1,383	303
H 23 年度	59,919	1,435	255
H 24 年度	66,701	1,641	468
H 25 年度	73,802	1,725	361
H 26 年度	88,931	2,132	437
H 27 年度	103,286	2,205	384
H 28 年度	122,575	2,496	494
H 29 年度	133,778	2,368	474
H 30 年度	159,838	2,911	575
R 元 年度	193,780	3,461	764
R ２ 年度	205,044	3,930	833
R ３ 年度	207,660	3,717	823
R ４ 年度	214,843	3,823	872
R ５ 年度	225,509	3,554	761
R ６ 年度	223,691	3,148	713
R ７ 年度	集計中	集計中	863

※ 静岡県には政令市（静岡市、浜松市の件数）を含む。

【図２】

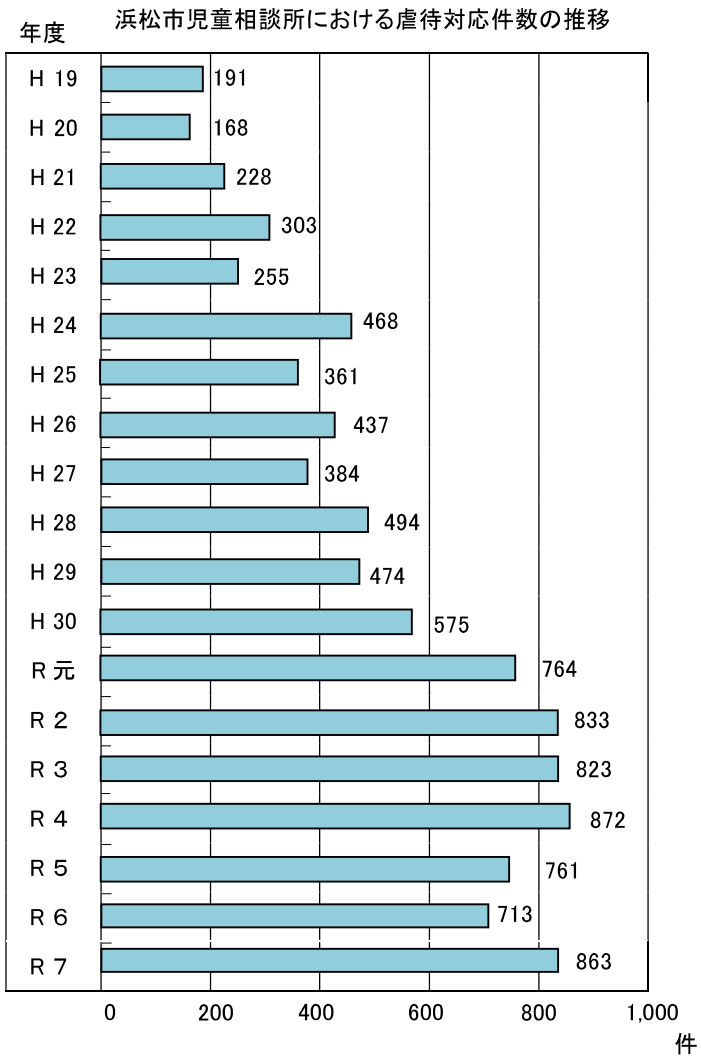

（2）虐待対応の経路

虐待対応の相談経路では、警察が 326 件と最も多く、次いで近隣・知人が 111 件の順でした。

【表３】　（単位：件）

	管外児童相談所	こども家庭センター	警察	医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R７年度	52	68	326	47	94	96	111	69	863
R６年度	12	57	276	26	87	76	124	55	713
増　減	40	11	50	24	7	20	△13	14	150

(3) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、心理的虐待が 471 件(54.6%)と多く、次いで身体的虐待が 235 件(27.2%)、ネグレクトが 146 件(16.9%)、性的虐待が 11 件(1.3%)でした。

【表４】 （単位:件）

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
Ｒ７年度	235 (27.2%)	471 (54.6%)	146 (16.9%)	11 (1.3%)	863 (100%)
Ｒ６年度	199 (27.9%)	406 (56.9%)	89 (12.5%)	19 (2.7%)	713 (100%)
増　減	36	65	57	△8	150

(4) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 319 件(37.0%)、3 歳から学齢前までが 184 件(21.3%)、3 歳未満が 172 件(19.9%)、中学生が 118 件(13.7%)、の順でした。

【表５】 （単位:件）

	0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
Ｒ７年度	172 (19.9%)	184 (21.3%)	319 (37.0%)	118 (13.7%)	70 (8.1%)	863 (100%)
Ｒ６年度	145 (20.3%)	156 (21.9%)	254 (35.6%)	100 (14.0%)	58 (8.1%)	713 (100%)
増　減	27	28	65	18	12	150

(5) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実父の 409 件(47.4%)、次いで実母の 384 件(44.5%)でした。

【表６】 （単位:件）

	実母	実父	実母以外の母親	実父以外の父親	その他	計
Ｒ７年度	384 (44.5%)	409 (47.4%)	11 (1.3%)	43 (5.0%)	16 (1.9%)	863 (100%)
Ｒ６年度	334 (46.8%)	307 (43.1%)	1 (0.1%)	54 (7.6%)	17 (2.4%)	713 (100%)
増　減	50	102	10	△11	△1	150

(6) 対応種類別件数

最も多いのは継続指導の 703 件であり、全体の 81.5%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 140 件(16.2%)でした。

【表７】　（単位:件）

	短期で終わる指導	児童相談所の継続指導	児童福祉施設入所措置	家庭児童相談室の継続指導	里親等委託	その他	計
Ｒ７年度	140 (16.2%)	703 (81.5%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	9 (1.0%)	8 (0.9%)	863 (100%)
Ｒ６年度	90 (12.6%)	602 (84.4%)	7 (1.0%)	1 (0.1%)	6 (0.8%)	7 (1.0%)	713 (100%)
増　減	50	101	△4	△1	3	1	150

３　一時保護の状況

一時保護は、虐待、保護者の不在等による緊急保護や行動観察等が必要な場合に行われます。

一時保護所での一時保護は 139 件、延日数 6,297 日で、その内、虐待による件数は 88 件でした。

また、一時保護所以外に里親、児童養護施設などで一時保護する一時保護委託は 202 件、延日数 4,483 日で、その内、虐待による件数は 140 件でした。

【表８】　（単位:件／日）

			虐　待	その他	計	平均日数
Ｒ７年度	一時保護所	件数	88	51	139	
		延日数	4，113	2，184	6，297	45.3
	一時保護委託	件数	140	62	202	
		延日数	2，859	1，624	4，483	22.2
	計	件数	228	113	341	
		延日数	6，972	3，808	10，780	31.6
Ｒ６年度	一時保護所	件数	66	38	104	
		延日数	3，529	1，490	5，019	48.3
	一時保護委託	件数	70	41	111	
		延日数	1，145	1，191	2，336	21.0
	計	件数	136	79	215	
		延日数	4，674	2，681	7，355	34.2
増　減		件数	92	34	126	
		延日数	2，298	1，127	3，425	△2.6